

平成25年度 公募対象者について

■ 公募対象者

市町（必須）、企業、NPO等で構成される協議会

- ◎ 新規に立ち上げる協議会
- ◎ 平成24年度事業の補助を受けて設立された協議会

■ 協議会の条件

次の二種類の協議会のうち、いずれかに該当

◎ 事業化計画段階の協議会

- ・ 導入する再生可能エネルギー等の種類や規模、事業予定地が概ね決まっており、事業化を前提とした計画策定段階にある協議会

◎ 事業化検証段階の協議会

- ・ 導入を検討する再生可能エネルギー等の種類や規模、事業予定地がある程度想定される地域において、事業実現可能性を検証する段階にある協議会



補助対象経費等

■ 交付対象期間

交付決定日から平成26年3月31日まで

■ 補助対象経費等

◎ 補助対象経費

- ・ 協議会の運営に必要となる謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、通信運搬費、使用料・賃借料、委託料（簡易なポテンシャル調査など）、その他事業に必要となる経費のうち県が認めた経費の合計額から寄付金その他の収入を控除した額

※本事業には、備品購入や設備設置等に要する経費は含まれません

◎ 補助率および補助金額

- ・ 事業化計画段階の協議会
補助金額は補助対象経費の1/2以内で100万円を限度
- ・ 事業化検証段階の協議会
補助金額は補助対象経費の1/2以内で50万円を限度

■ 補助対象者数

予算額の範囲において、事業の実施により見込まれる効果等に基づき決定

- ◎ 事業化計画段階の協議会 3（予定数）
- ◎ 事業化検証段階の協議会 3（予定数）